

令和6年度

施設機械工事技術支援業務

特別仕様書

東海農政局 土地改良技術事務所

項 目	内 容	備 考																				
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目的) 第1-2条</p> <p>(業務概要) 第1-3条</p> <p>(一般事項) 第1-4条</p> <p>(管理技術者) 第1-5条</p>	<p>令和6年度施設機械工事技術支援業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、東海農政局管内事業(務)所が発注する施設機械設備(用排水ポンプ設備、水門設備、除塵設備、電気設備、水管理制御設備等)の設計・施工に際して、土地改良施設機械設備の適正な品質を確保し、持続的かつ良好な管理を可能とする施設の造成(更新)に資することを目的として、施設機械設備に係る工事関係図書の照査に対応するための技術支援を行うものである。</p> <p>本業務の概要は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係図書の照査に係る技術支援 2. 報告書作成 <p>受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な推進を図るものとする。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="475 1525 1257 2011"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">技術士</td> <td rowspan="4">総合技術監理</td> <td>機械-機械設計等</td> </tr> <tr> <td>建設-鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td>農業-農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>機械設計等</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>鋼構造及びコンクリート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	機械-機械設計等	建設-鋼構造及びコンクリート	農業-農業土木	農業-農業農村工学	機械	機械設計等	建設	鋼構造及びコンクリート	農業	農業土木 農業農村工学	シビルコンサルティング マネージャー	鋼構造及びコンクリート		農業土木		
資格	技術部門	選択科目																				
技術士	総合技術監理	機械-機械設計等																				
		建設-鋼構造及びコンクリート																				
		農業-農業土木																				
		農業-農業農村工学																				
	機械	機械設計等																				
	建設	鋼構造及びコンクリート																				
	農業	農業土木 農業農村工学																				
シビルコンサルティング マネージャー	鋼構造及びコンクリート																					
	農業土木																					

項 目	内 容	備 考							
(担当技術者) 第1-6条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。								
(技術者情報の登録) 第1-7条	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において業務組織計画を変更する際も同様とする。 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 								
(保険加入) 第1-8条	<p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を掲示しなければならない。</p>								
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	設計の基本事項に関しては、別紙-1に示す参考資料を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。								
(貸与資料等) 第2-2条	<p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <p>そのほか、貸与資料として必要なものは、別途監督職員から通知する。</p> <table border="1" data-bbox="470 1563 1257 1697"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 1563 635 1608">分類</th> <th data-bbox="635 1563 1177 1608">貸与資料</th> <th data-bbox="1177 1563 1257 1608">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 1608 635 1697" rowspan="2">業務報告書</td> <td data-bbox="635 1608 1177 1653">令和4年度 施設機械工事技術支援業務</td> <td data-bbox="1177 1608 1257 1697" rowspan="2">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1653 1177 1697">令和5年度 施設機械工事技術支援業務</td> </tr> </tbody> </table>	分類	貸与資料	数量	業務報告書	令和4年度 施設機械工事技術支援業務	1式	令和5年度 施設機械工事技術支援業務	
分類	貸与資料	数量							
業務報告書	令和4年度 施設機械工事技術支援業務	1式							
	令和5年度 施設機械工事技術支援業務								
(参考資料及び貸与資料の取扱い) 第2-3条	<p>第2-1条、第2-2条に示す参考資料及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 								

項 目	内 容	備 考
<p>第3章 作業内容 (作業項目及び作業数量、対象工事) 第3-1条</p> <p>(作業の留意点) 第3-2条</p>	<p>2. 参考資料は、業務開始時点の最新版を用い、業務期間中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>3. 貸与資料は、業務の進捗に応じて貸与、返納するものとする。</p> <p>本業務における作業項目及び作業数量は別紙-2のとおりである。また、対象工事は別紙-3のとおりである。</p> <p>本業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>1. 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>2. 作業の実施にあたっては、監督職員が指示する書式に基づき作業日報を作成のうえ、毎月末に提出するとともに、報告書に取りまとめるものとする。</p>	
<p>第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条</p>	<p>1. 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。</p> <p>2. 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。</p> <p>3. 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p>	
<p>第5章 打合せ (打合せ) 第5-1条</p>	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとし、管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階</p> <p>最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p>	
<p>第6章 成果物 (成果物の作成) 第6-1条</p>	<p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体(CD-R又はDVD-R) 正副2部</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(成果物の提出先) 第6-2条</p> <p>第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条</p> <p>第8章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第8-1条</p>	<p>このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所をマスキングする等の措置を行い、電子媒体(CD-R又はDVD-R)により別途1部を提出するものとする。</p> <p>(2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗り措置を行った成果物の出力は不要である。</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 東海農政局土地改良技術事務所</p> <p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3-1条に示す「作業項目及び作業数量」、「対象工事」に変更が生じた場合</p> <p>(2) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合</p> <p>(3) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合</p> <p>(4) 第3-1条に係る作業に伴い、現地調査等の追加作業が生じた場合</p> <p>(5) 履行期間の変更が生じた場合</p> <p>(6) その他</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

別紙－1（第2－1条関連）

参考資料一覧表

参 考 資 料 名	発 行 所	制定(改訂) 年月
土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン	農林水産省HP	令3.6
土地改良事業計画設計基準 設計 水路工	農業農村工学会	平26.3
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 ポンプ場	農林水産省HP	平30.5
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 頭首工	農業土木学会	平20.3
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 排水	農業土木学会	令2.2
鋼構造物計画設計技術指針 水門扉編	農業土木事業協会	平21.3
鋼構造物計画設計技術指針 小形水門扉編 利用の手引き	農業土木事業協会	平22.3
鋼構造物計画設計技術指針 除塵設備編	農業土木事業協会	平27.3
電気設備計画設計技術指針 高低圧編	農林水産省HP	令1.9
電気設備計画設計技術指針 特別高圧編	農業土木機械化協会	平20.3
バルブ設備計画設計指針	農業土木事業協会	平27.3
高NS・高流速ポンプ設備計画設計技術指針	農業土木事業協会	平18.3
水管理制御方式技術指針 計画設計編	農業土木機械化協会	平25.3
土地改良工事積算基準	農業農村整備情報総合センター	令5
施設機械工事等施工管理基準	農林水産省HP	令4.3
施設機械工事等検査技術基準	農林水産省HP	令4.3
施設機械工事等共通仕様書	農林水産省HP	令5.3
電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会	平30
農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省HP	令5.4
農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」	農林水産省HP	平28.8
農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゲート設備）」	農林水産省HP	平22.6
農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」	農林水産省HP	平25.4
農業水利施設の機能保全の手引き「除塵設備」	農林水産省HP	平25.4
農業水利施設の機能保全の手引き「電気設備」	農林水産省HP	平25.5
農業水利施設の機能保全の手引き「水管理制御設備」	農林水産省HP	平25.5

別紙－2（第3－1条関連）

作業項目及び作業数量表

作業項目	作業内容	作業数量	備考（予定地区）
1. 関係図書の照査に係る技術支援	施設機械設備の製作・据付に係る工事関係図書（形式・構造等の検討結果、承諾図書等に係る設計計算、施工計画等）の照査に対する技術支援を実施する。 また、令和6年度新規契約工事（3工事）の工事円滑化会議（工程確認会議）に参加し、技術支援を実施する。	1式	尾張西部地区 明治用水頭首工地区
2. 報告書作成	上記1の結果を取りまとめ、報告書を作成する。	1式	

別紙－3（第3－1条関連）

対象工事一覧表

区分	地区名	工事名	工事概要
工事 国債 (R5～R7)	尾張西部地区	日光川河口排水機場 補機・電気設備更新工事	補機・電気設備更新 1式 承諾図書1回提出済み 施工計画書1回提出済み
工事 新規	尾張西部地区	日光川河口排水機場 除塵設備整備その2 工事（仮称）	除塵機2機整備 1式
工事 国債 (R5～R8)	尾張西部地区	尾西排水機場 補機・電気設備更新工事	補機・電気設備更新 1式 承諾図書1回提出済み 施工計画書1回提出済み
工事 国債 (R5～R8)	尾張西部地区	尾西排水機場 領内川2号ポンプ整備補修 工事	ポンプ整備 1式 承諾図書1回提出済み 施工計画書1回提出済み
工事 新規	尾張西部地区	尾西排水機場 監視操作設備更新その2工 事（仮称）	監視操作設備更新 1式
工事 新規	明治用水頭首 工地区	明治用水頭首工 洪水吐1号ゲート復旧工 事（仮称）	洪水吐ゲート復旧 1式